

大阪狭山市犯罪被害者等支援条例（案）の概要について

【条例制定の目的・背景】

この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等に対する支援施策の実施に関する必要な事項を定めるものです。

市では、市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、犯罪被害者等の支援についての基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項等を定めます。

【条例の概要】

● 基本理念（第3条）

- ・犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。
- ・犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われなければならない。
- ・犯罪被害者等の支援は、市、市民、事業者及び関係機関等による相互の連携及び協力により推進されなければならない。

● 市・市民・事業者の責務（第4条～第6条）

- ・市は、前条に定める基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、必要な施策を策定し、及び推進しなければならない。
- ・市民は、犯罪被害者等が置かれている状況及びその支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。
- ・事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及びその支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

● 相談及び情報の提供等（第7条）

- ・市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を図るものとする。
- ・市は、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行う窓口を設置するものとする。

● 見舞金の支給（第8条）

- ・市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、市長が必要と認める犯罪被害者等に対し、見舞金の支給を行うものとする。
- ・遺族見舞金 30万円、重症病見舞金 10万円 ※別途要綱により定める